

産業廃棄物処分業許可証

住所 高槻市津之江町二丁目22番9号

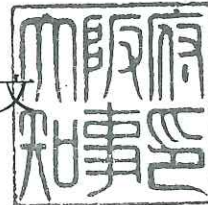
氏名 株式会社アイデックス

代表取締役 井出 保

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和 5 年9月16日

許可の有効年月日 令和 12 年9月15日

1. 事業の範囲

事業の区分：中間処理（減容固化、破碎、油水分離）

産業廃棄物の種類

- | | | |
|--------------|--------|---------|
| 1 汚泥（油泥に限る。） | 4 紙くず | 7 ゴムくず |
| 2 廃油 | 5 木くず | 8 金属くず |
| 3 廃プラスチック類 | 6 繊維くず | 9 ガラスくず |

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

以上9種類

2. 事業の用に供するすべての施設

減容固化施設

産業廃棄物の種類：1の3, 4, 5, 6, 7の5種類

設置場所：摂津市鳥飼上4丁目134番ほか6筆

設置年月日：平成16年6月1日

処理能力：30t/日（廃プラスチック類33.9t/日、木くず47.4t/日）

許可年月日：平成16年6月1日

許可番号：第007-H16-010号（廃プラスチック類の破碎施設）

第082-H16-011号（木くず又はがれき類の破碎施設）

破碎施設

産業廃棄物の種類：1の3, 8, 9の3種類

設置場所：摂津市鳥飼上4丁目134番ほか6筆

設置年月日：令和4年6月28日

処理能力：60m³/日（廃プラスチック類4.5t/日）

油水分離施設

産業廃棄物の種類：1の1, 2の2種類

設置場所：摂津市鳥飼上4丁目134番ほか6筆

設置年月日：平成16年6月1日

処理能力：2.8m³/日

3. 許可の条件

事業の用に供する施設の稼働時間は、午前6時から午後9時までとする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年 9月16日 当初許可

令和 5年 9月13日 許可更新

令和 5年 9月13日 優良認定

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白

